

# 令和7年度任用 帯広市会計年度任用職員（可不燃ごみ・資源ごみ収集業務）の募集について

## ■勤務条件

| 職 種<br>(所属課)                    | 再度<br>任用<br>上限<br>回数 | 募集<br>人員 | 勤務時間                                                   | 加入保険                       | 主な業務内容                                                                        | 必要資格        |
|---------------------------------|----------------------|----------|--------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 技能労務員Ⅰ<br>(清掃事業課)<br>勤務場所：清掃事業課 | 4回<br>まで             | 3名       | 週38時間45分<br>8：30－17：15<br>月～金までの5日間、祝日勤務あり<br>(別途手当支給) | 健康保険<br>厚生年金<br>雇用保険<br>など | ごみ・資源ごみ収集業務。<br>家庭から排出されるごみ・資源ごみを収集する業務。<br>収集車に乗車して市内のごみステーションを回り、積み込み作業を実施。 | 普通自動車<br>免許 |

## ■給 料

学歴・職歴の期間等に応じて決定します（上限あり）。  
また、所定の基準に従い、通勤方法及び距離に応じた通勤手当が加算されます。  
退職手当についても、所定の要件を満たした場合、基準に従い支給されます。  
なお、下記表は学歴別の給料額例ですので、参考にしてください。

（参考）技能労務業務員の給料月額表

| 職種     | 高校新規卒業者  | 大学新規卒業者  | 上限報酬     |
|--------|----------|----------|----------|
| 技能労務員Ⅰ | 188,000円 | 213,600円 | 220,000円 |

※6月、12月に在職期間に応じ期末勤勉手当が支給されます。

| 令和7年度 | 6月期    | 12月期   | 年計     |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 期末手当  | 1.250月 | 1.250月 | 2.500月 | 4.600月 |
| 勤勉手当  | 1.050月 | 1.050月 | 2.100月 |        |

※左表に示す支給率に在職期間に応じた期間率を乗じて計算します。（令和8年1月26日現在）

※給料額の算定は、採用手続き時に学歴・職歴の期間等の証明書類により個別に行うため、上記の額を保証するものではありません。  
また、給料額の個別照会にはお答えできません。  
※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。  
例えば、4月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。

## ■受付期間

随時 受付時間：午前8時30分から午後5時15分 ※土日祝を除く。採用者が決定し次第募集を締切ります。

## ■申込方法

市販の履歴書（自筆で記入）を、清掃事業課へ持参又は郵送により提出してください。なお、提出いただいた履歴書は返却しません。

## ■試験内容

提出いただいた履歴書による書類選考を行い、書類選考を通過した方を対象に面接試験を実施します。  
※書類選考通過者に対しては、申込受理日から10日以内に電話又は文書にて面接の案内を行います。

## ■面 接 日

随時実施 ※日時等については、別途連絡します。

## ■面接会場

帯広市清掃事業課会議室（西24条北4丁目1番地）

## ■任用期間

任用期間は令和7年4月1日以降随時（応相談）から令和8年3月31日までですが、業務が継続し、かつ、勤務状況等が良好であれば翌年度1年間再度任用される場合があります。なお、上表中に再度任用上限回数『4回まで』とあるのは、最長で通算5年の勤務を上限とするものです。

## ■年齢制限

なし

## ■応募資格

地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋）※該当する方は申し込みできません。  
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
・帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者  
・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ■その他

市役所のワーク・ライフ・バランスの実施に向け、募集内容『主な業務内容』のほか、所属課内外の応援に関することも従事すべき業務の内容に含まれます。

## ■問合せ先

〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地 帯広市清掃事業課 業務係 電話：0155-37-2311